

『自治基本条例の実効性を確保するための課題について』

～“協働のまちづくり”を着実に推進するために～

令和元年5月

久喜市自治基本条例推進委員会

目 次

1	はじめに	1
2	自治基本条例の適切な運用について （自治基本条例推進委員会条例第2条第1項第1号関係）	2
	（1）久喜市市民参加条例及び 久喜市市民活動推進条例の状況について	3
3	自治基本条例の普及について （自治基本条例推進委員会条例第2条第1項第2号関係）	4
	（1）広報紙への持続的な掲載	5
	（2）コミュニティ協議会への働きかけ	5
	（3）市民参加推進員の登録者数の増加及び役割の明確化	6
4	むすび	7
5	久喜市自治基本条例推進委員会 委員名簿	8
6	会議の開催日及び議題一覧	9

1 はじめに

久喜市では、地方分権時代にふさわしい、これからのまちづくりの基本となる久喜市自治基本条例が平成23年12月26日に公布され、平成24年4月1日から施行されています。

自治基本条例は、市民主権に基づく市民が主役の自治のまちづくりを目指して、市民の市政への積極的な参加や市民と行政、市民相互などの“協働のまちづくりの推進”を図るとともに、市の目指すべき方向として“個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会の創造”を掲げるなど、市政運営の基本となるものとして制定されたものです。

自治基本条例第27条の規定により設置されている久喜市自治基本条例推進委員会は、自治基本条例の実効性を確保するため、久喜市自治基本条例推進委員会条例第2条において、①自治基本条例の適切な運用に関する事項、②自治基本条例の普及に関する事項及び③自治基本条例の見直しに関する事項を調査審議することを所管事項としています。

私たち自治基本条例推進委員会は、平成24年12月以降、これまで15回の会議を開催してきました。会議の中では、まず、自治基本条例の実効性を確保するための課題を明確にする必要があると考え、①自治基本条例の適切な運用に関する事項及び②自治基本条例の普及に関する事項について、久喜市の現状と課題を議論してきました。

このたび、これまでの議論の中で出た意見を自治基本条例の実効性を確保するための課題と対応の方向性について整理しましたので、自治基本条例推進委員会条例第2条第2項の規定に基づき報告いたします。

令和元年5月16日

久喜市自治基本条例推進委員会

2 自治基本条例の適切な運用について

（自治基本条例推進委員会条例第2条第1項第1号関係）

自治基本条例の実効性を確保するためには、条例を制定しただけにはせず、条例が適正に運用され、その役割を十分に果たしているか、また、この条例に基づいて市民、議会、市長等がそれぞれの役割を担っているかを確認し検証する必要があります。

自治基本条例の適切な運用について確認し検証することは、私たち市民や議会、市長等が自治基本条例を意識し共有する機会となります。そのことで、自治基本条例が自治のまちづくりの中心にあり、私たち市民の生活の中で活きていることを実感することになります。

(1)久喜市市民参加条例及び久喜市市民活動推進条例の状況について

① 久喜市市民参加条例に基づく市民参加の状況、市民参加計画の確認・検証

市民参加条例は、市が重要な施策を実施しようとする際に、市民参加を求めることを義務づけるとともに、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民の皆さんが市政に関して意見を述べ、または、提案する際の制度や仕組みを定めた条例です。

条例として制度化されたことにより、市が一定の施策（計画の策定や条例の制定など）を行う場合、市（担当課）の裁量によることなく、この条例が根拠となり市民参加手続の実施が義務付けられ、市民の皆さんの市政への参加の権利が制度的に保障されることとなりました。

委員会では、会議の開催ごとに、市民参加条例に基づく市民参加の状況、市民参加計画について確認・検証をしていますが、計画に沿って順調に進んでいます。

3 自治基本条例の普及について

（自治基本条例推進委員会条例第2条第1項第2号関係）

自治基本条例の普及については、自治基本条例パンフレットの全戸配布、職員への研修などの普及の取り組みが行なわれていますが、自治基本条例の市民への普及は、まだ不十分であり市民に浸透しているとは言いがたい状況にあります。

このような状況の中で、私たち市民が地域で何かをやりたい、あるいは、地域での問題を何とかしてほしいというようなことを相談・解決するために自治基本条例があるということや、自治基本条例は私たち市民の生活がより良く変わっていくためのルールであり、道具でもあることを知ってもらうことは、最も重要な課題の一つです。

自治基本条例の普及については、（１）広報紙への持続的な掲載、（２）コミュニティ協議会への働きかけ、（３）市民参加推進員の登録者数の増加及び役割の明確化などを重点的に議論し、次のとおり整理いたしました。

(1)広報紙への持続的な掲載

次の方策を実施することといたしました。

- ①広報紙等へ「協働のまちづくり」の記事を定期的に掲載する。

広報紙等へ「協働のまちづくり」の記事を定期的に掲載することで、まちづくりに関心がない方々に対して、より広い層へのPRを図ることとしました。

(2)コミュニティ協議会への働きかけ

次の方策を実施することといたしました。

- ① リーフレットを作成し、周知を図る。
- ② 協働のまちづくりに関する講演会を開催する。

自治基本条例の究極の目的として、コミュニティの充実、または、協働や市民参加の意識を持ち、活発なまちづくりや市民生活ができることがあげられます。

しかし、現在、協働のまちづくりが、地域住民の身近な問題と感じられていないことが課題としてあげられました。

身近な事例を挙げたわかりやすい普及活動として、小学5・6年生を対象にしたリーフレットを作成することで、若い世代に向けた周知を図ることといたしました。

さらに、市内在住、在学、在勤の市民を対象に、協働のまちづくりに関する講演会を開催し、協働について理解を深めることといたしました。

(3)市民参加推進員の登録者数の増加及び役割の明確化

次の方策を実施することといたしました。

- ① 区長会、市民活動団体、女性団体、企業等に参加の働きかけを行う。
- ② 若い世代を取り込むために、正式名称以外に愛称・キャッチフレーズをつける。
- ③ まちづくりの意識の高い公募委員に対して、応募チラシを配布する。
- ④ 市民参加推進員の役割を明確化する。

市民参加条例第16条において、市民参加を推進するため、13歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録しています。

課題としては、久喜地区住民以外が少ない、市民参加推進員に登録するメリットが感じられない、若い世代が極端に少ない、ということがあげられます。

区長会、市民活動団体、女性団体、企業等に参加の働きかけをおこなうこと、若い世代を取り込むために、正式名称以外に愛称「まちづくりサポーター」、キャッチフレーズ「みんなでつくろう！未来の久喜市」をつけてみることで、まちづくりの意識の高い公募委員に対して、応募チラシを配布することなどで、登録者も増やしていくことといたしました。

4 むすび

久喜市自治基本条例は、まず、市民ワークショップを組織して、条例に盛り込む内容の検討を行い、提言書を市長に提出していただきました。

さらに、公募市民や学識経験者などによる自治基本条例策定審議会を組織し、条例案の内容を検討していただきました。

その後、市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施し、審議会からの答申を踏まえるなど、多くの市民の参加を得て制定されました。

平成22年に旧1市3町が合併し、新久喜市が誕生して9年が過ぎ自治基本条例を制定して7年が経過しました。この間、久喜市では、自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織及びNPO団体やボランティア団体などの市民活動団体も新しい公共の担い手として積極的に活動しています。旧1市3町については、協働のまちづくり、市民参加への取組みに温度差がありましたが、合併後その平準化が着実に進行しています。

昨今、人口減少、少子高齢社会の到来や地方分権の進展など社会経済情勢は大きく変化しており、まちづくりの課題は数多くあります。

今後、本推進委員会でも更なる調査審議を重ねてまいります。現時点での課題と対応の方向性について報告させていただきます。なお、市においても、本報告書を踏まえ、課題解決に向けた取組みを並行して実施することをお願いいたします。

5 久喜市自治基本条例推進委員会 委員名簿

任期：平成29年8月24日～令和元年8月23日（2年間）

会長 小林 弘和 副会長 大豆生田 章

	氏 名	選出区分	備 考
1	加藤 武男	公募による市民	
2	鈴木 秀治	公募による市民	
3	平井 よし子	公募による市民	
4	前田 昭信	公募による市民	
5	益山 典子	公募による市民	
6	新井 千鶴子	市内各種団体を代表する者	久喜市鷲宮西地区民生委員・児童委員協議会
7	石井 敏夫	市内各種団体を代表する者	久喜市菖蒲コミュニティ推進協議会
8	車田 貞	市内各種団体を代表する者	久喜市区長会連合会
9	坂庭 恵子	市内各種団体を代表する者	久喜市栗橋連合婦人会
10	大豆生田 章	学識経験を有する者	元人権擁護委員
11	小林 弘和	学識経験を有する者	専修大学教授
12	佐世 芳	学識経験を有する者	弁護士

（選出区分別50音順）

6 会議の開催日及び議題一覧

開催日	議題
平成24年 12月25日	平成24年度第1回推進委員会 ・委員の委嘱、正副会長の決定 ・委員会の趣旨説明 ・自治基本条例の概要説明 ・今後の予定等
平成25年 3月26日	平成24年度第2回推進委員会 ・久喜市市民参加条例について ・市民参加の実施状況について ・その他
平成25年 8月5日	平成25年度第1回推進委員会 ・久喜市市民活動推進条例について ・市民活動について ・市民活動の支援状況について ・市民参加の状況について ・その他
平成26年 3月25日	平成25年度第2回推進委員会 ・危機管理について ・市民参加の状況について ・その他
平成26年 8月19日	平成26年度第1回推進委員会 ・市民参加及び市民活動の状況について ・その他
平成27年 3月18日	平成26年度第2回推進委員会 ・委員の委嘱、正副会長の決定 ・推進委員会の概要説明 ・推進委員会の開催状況及び継続協議事項 ・今後の予定等
平成27年 8月20日	平成27年度第1回推進委員会 ・市民参加及び市民活動の状況について ・市民参加の状況 ・市民活動の状況 ・自治基本条例の普及について

平成２８年 ３月２５日	平成２７年度第２回推進委員会 ・行政評価制度について ・久喜市の行政評価の概要 ・２７年度事務事業評価シート ・２７年度施策評価シート ・自治基本条例の普及について ・条例普及案 ・既に取り組みを行っている事項
平成２８年 ８月１８日	平成２８年度第１回推進委員会 ・市民参加及び市民活動の状況について ・市民参加の状況 ・市民活動の状況 ・自治基本条例の普及について
平成２９年 ３月１４日	平成２８年度第２回推進委員会 ・市民参加計画について ・市民参加の状況 ・自治基本条例の普及について ・地区コミュニティ協議会 ・リーフレット ・市民参加推進員
平成２９年 ８月２４日	平成２９年度第１回推進委員会 ・市民参加及び市民活動の状況について ・市民参加の状況 ・市民活動の状況 ・自治基本条例の普及について
平成３０年 ３月１６日	平成２９年度第２回推進委員会 ・市民参加計画について ・市民参加の状況 ・自治基本条例の普及について ・地区コミュニティ協議会 ・リーフレット ・市民参加推進員 ・報告書の作成について

平成３０年 ７月１１日	平成３０年度第１回推進委員会 ・市民参加計画について ・市民活動の状況について ・自治基本条例の普及について ・協働のまちづくりのＰＲ ・市民参加推進員 ・報告書の作成について ・協働による事業の普及・促進について
平成３０年 １１月１４日	平成３０年度第２回推進委員会 ・協働のまちづくりの推進について ・広報掲載 ・子どもリーフレット ・協働のまちづくり講演会 ・市民参加推進員 ・報告書について
平成３１年 ３月１４日	平成３０年度第３回推進委員会 ・平成３１（２０１９）年度市民参加計画について ・自治基本条例の普及について ・子どもリーフレット ・協働のまちづくり講演会 ・市民参加推進員 ・報告書の作成について